









非常災害時における登下校

台風・大雪・地震などのとき

非常時は、いかなる場合においても、お子さんの生命と安全確保を第一に考えた行動となります。「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張西部全域」または「蟹江町」に、以下のような警報等が発令された場合の行動をまとめましたので、ご家庭の見やすい場所に掲示してご活用ください。

種 類		 自宅にいる場合 	 学校にいる場合 	
気 象 庁 が 発 表 す る 内 容	特別警報 ※これまでの警報基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される	午前 6 時 30 分の時点で 解除 ⇒ 通常どおり 発令中 ⇒ 自宅待機	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校)	
	警戒レベル 4 以上 ※災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動の分類(1~5段階)	午前 11 時までに 解除 ⇒ 第 5 限から授業 発令中 ⇒ 臨時休校	安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 安全な場所で待機 (状況により引き渡し)	
	警報 暴風 (暴風雪)	通常どおり ⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり	
	大雨・洪水・大雪等			
	注意報 強風・大雨・洪水等			
	地震	震度 5 弱以上 (近隣市町村含む)	臨時休校	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校) 安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 授業を中断し、安全な場所 で待機 (状況により引き渡し)
		震度 4 以下 (近隣市町村含む)	通常どおり ⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり
		南海トラフ臨時情報 (巨大地震警戒) (巨大地震注意)		
	登下校中に地震が発生した場合 ⇒ 揺れを感じたら、建物・ブロック塀・自動販売機・窓ガラス等危険な場所の近くから離れ安全な場所を探し避難(頭をかばん等で保護) 揺れが収まったら自宅又は学校の近いほうに向かう			
	弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システム(Jアラート)発信		 自宅にいる場合  自宅で待機し、避難解除の発信の後に登校	 学校にいる場合  ・校内で安全確保 ・安全確認の上、授業継続

・上記は、あくまでも原則の対応となります。各情報については、気象庁のHP・テレビのデータ放送・NHKテレビの東海地方版等でご確認ください。

・登下校等において学校独自の対応等がある場合は、別途学校長から連絡します。

・学校でも指導の徹底を図りますが、ご家庭でも緊急時の対応についての話し合いを深めておいてください。

(避難場所、緊急連絡先、家庭での役割分担、ガスや電気の遮断等)

「きずなネット」について

— 緊急・お知らせ・欠席等連絡メールシステム —

蟹江町では中部電力（株）の「きずなネット」サービスを利用して、学校からの緊急の連絡やお知らせの配信、保護者様からの欠席・遅刻・早退の連絡受信を行います。

◆配信される内容

種 類	内 容
学校連絡	台風、地震時の児童の引き渡し方法など 学校行事時の下校時刻など
防犯情報	不審者に対する情報など

◆登録方法

- ・次ページの登録方法にしたがって登録してください。
- ・登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は受信者の負担となります。
- ・パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性・利便性という点から携帯電話での登録をお勧めします。
- ・携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じることがあります。
- ・年度の終わりには、教育委員会から詳しい案内文書が出ます。
- ・新1年生の保護者様は、1月1日以降に登録してください。

◆修正・解除方法

- ・次ページの登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

◆欠席等連絡方法

- ・次々ページの欠席連絡方法にしたがって連絡してください。
- ・欠席等をする日の午前8時までに連絡してください。

◆問い合わせ先



中部電力株式会社インターネットシステムお客さまサポート

【TEL】 0120-342-089（フリーダイヤル）

{ 平日 9:00～12:00 , 13:00～17:00 }

【E-mail】 info@cep.jp

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円（R7）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。

◆申請の手続き

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000 円の場合

医療保険（保険証）3,500 円

自己負担 1,500 円

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

医療費 1,500 円

見舞金 500 円

◆給付方法

- 給付金の請求は、1 か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の金融機関口座に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- 損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- 生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

特別な状況で欠席するとき

— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

- インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症・・・・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで
- 風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎
ヘルパンギーナ(流行性の夏かぜ)、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、
など

◆忌引き

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる(学校を休んでも欠席にならない)場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。(遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます)

父母・・・・・・・・7日以内

祖父母・・・・・・・・3日以内

曾祖父母・・・・・1日以内

兄弟姉妹・・・・・3日以内

おじ・おば・・・・・1日以内

◆入学試験等（入学試験・蟹江町教育支援センター出席など）

- ・入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・蟹江町教育支援センター（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

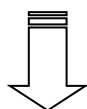
◆ラーケーションの日

- ・令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせた、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。
- ・出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、取得日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出してください。*電話での届出はできません。

転居・転校時の手続き

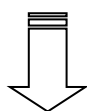
◆転居等にもなう転校の手続き

① 今、通っている学校へ



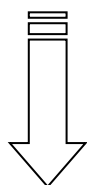
- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名を分かりしだい担任に連絡してください。

② 蟹江町役場へ



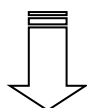
- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



- ・学校へ「転出学通知書」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を学校で発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ

- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
 - ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
 - ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
 - ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
- をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場2階 教育課）へ。

【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。

（申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。）

②高校進学後の援助

一 私立高校・私立専修学校高等課程 授業料等軽減補助について 一

愛知県では、私立高校や私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者の負担を軽くするため、一定の条件を満たす場合に、授業料や入学納付金の一部を補助しています。

◆対象者

- ① 就学支援金の受給者資格認定を受けた者であること（入学後に申請をします。）
- ② 生徒と保護者がともに愛知県に在住していること
- ③ 保護者の所得が下表の所得基準に該当すること

◆補助額

保護者等の「課税標準額×0.06 一市町村民税の調整控除額」	授業料補助額（月額）※ ₁		入学納付金補助額	
	私立高校	私立専修学校※ ₂	私立高校	私立専修学校※ ₂
0円～154,499円 ※ ₃ 参考年収590万円未満程度	36,300円	33,900円	200,000円	130,000円
154,500円～212,699円 ※ ₃ 参考年収720万円未満程度	36,300円	33,900円	200,000円	130,000円
212,700円～270,299円 ※ ₃ 参考年収840万円未満程度	18,200円	17,000円	100,000円	65,000円
270,300円～304,199円 ※ ₃ 参考年収910万円未満程度	9,900円	9,900円	なし	なし

※₁ 授業料補助額には、国の就学支援金が含まれています。

※₂ 私立専修学校で通信制高校の併修がある場合は、授業料、入学納付金共に追加の補助があります。

※₃ 参考年収は目安であり、両親、中高生の4人世帯で、両親の一方が働いている場合です。

※ 上の表は令和7年度の金額です。

※ 入学納付金が補助金を下回る場合は、入学納付金を限度として補助されます。

◆申し込み方法

入学した私立高校、私立専修学校を通じてお申し込みください。

〈お問い合わせ〉愛知県県民文化局 県民生活部 学事振興課 私学振興室 奨学グループ

電話番号 052-954-7477(ダイヤルイン)

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/>

◆その他の補助

蟹江町では私立高校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者に対して下記の補助金を交付しています。申請方法など詳細については「広報かにえ」をご覧ください。

- ・私立高等学校授業料減免支援特別事業費補助金（保護者が失職、倒産等の家計急変の場合）
- ・私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金（無利息で貸付、卒業すると返還免除）

②高校進学後の援助

— 奨学資金等の貸付について —

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸付を行っています。奨学金は無利子の「貸付金」ですので、卒業後に返還する必要があります。

◆愛知県高等学校等奨学金について

① 対象者 以下の3つの条件のすべてにあてはまる必要があります。

- ・親権者または未成年後見人が愛知県に在住していること
- ・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は専修学校高等課程に在学していること
- ・修学に経済的支援を必要とする者

*「経済的支援を必要とする世帯」とは次のいずれかに当てはまる世帯です。

(1) 生徒の父母等の収入が基準額以内である世帯

父母等の収入・・・父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額から、父母等に申請年度の1月1日時点で19歳未満の扶養親族がいる場合は、16歳未満の方一人につき33万円、16歳以上19歳未満の方一人につき12万円を差し引いた後の額

基準額・・・230万円

(2) 生活保護世帯

(3) 市町村民税が減免されている世帯

② 借りられる金額

区 分	通学方法	月 額	
私 立	自宅通学	30,000 円	11,000 円 左記の月額と選択可能
	自宅外通学	35,000 円	
国公立	自宅通学	18,000 円	
	自宅外通学	23,000 円	

③ 申し込み方法

- ・入学した高等学校等にお問い合わせください。

支援・各種相談

③スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもつスクールカウンセラーが、相談に応じます。蟹江町の中学校区にはそれぞれ1名ずつスクールカウンセラーが配属され、概ね、中学校は週に1回、小学校は月に1～2回勤務しています。

◆カウンセリングについて

- ・保護者や児童生徒本人から悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校その他の児童生徒の問題行動を解決するために、保護者や児童生徒本人の話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。

◆相談予約について

- ・カウンセリングの希望がありましたら、お子様が通っている学校の教頭に連絡をしてください。スクールカウンセラーの予定を調整し、後日、保護者の方に相談日時を連絡させていただきます。

町内統一

支援・各種相談

④スクールソーシャルワーカー

子どもたちがよりよい学校生活を送ることができるよう、家庭や学校におけるさまざまな問題の解決に向けて一緒に考えるスクールソーシャルワーカーが、週に1回程度、各学校を巡回しています。

◆スクールソーシャルワーカーとは？

- ・福祉の専門性をもち、子どもたちの最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職のことです。
- ・学校だけでなく、子どもと関わるいろいろな機関ともつながって、子どもの周りの環境を整えるお手伝いをします。

◆相談について

- ・スクールソーシャルワーカーに相談を希望される方は、お子様が通学している学校や教育委員会にお問い合わせください。

町内統一

支援・各種相談

⑤通級指導教室「オアシス」

蟹江町の小中学生を対象として通級指導教室「オアシス」を設置しています。通常学級に在籍しており、心身の問題から起きる困難な状況をかかえている児童生徒に、週1時間程度の個に応じた指導をするための教室です。

◆設置校について

- ・「オアシス」は、蟹江小学校、須西小学校、学戸小学校、蟹江中学校にて開設しています。設置されている4校以外の児童生徒は、時間割等の諸条件が整った場合に巡回指導を受けたり、指導の時間だけ他校へ通ったりすることがあります。他校へ通う場合は、原則として送迎が必要となります。

◆入級について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長や教育委員会が入級について適当と認めた場合に受けられます。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

支援・各種相談 ⑥校内教育支援センター「オリーブ」

蟹江町の中学生を対象として校内教育支援センター「オリーブ」を設置しています。「オリーブ」は、学校生活に困難を抱える生徒に対する居場所づくり及び社会的自立の支援を行うための教室です。

☆「オリーブ」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
- ・「オリーブ」での活動も出席と同じ扱いになります。

☆「オリーブ」での活動内容

- ・自分に合った学習をしたり、ソーシャルスキルトレーニングなどを行います。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

☆入室について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長が入室について適当と認めた場合、利用が可能です。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

町内統一

支援・各種相談 ⑦蟹江町教育支援センター「あいりす」

「あいりす」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになっている子どもたちを支援する教室です。

「あいりす」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

- 自分の意志で、家から外へ出る習慣を身に付ける。
- 人と話すことが、楽しく感じられるようにする。
- 自信をもって行動し、学校復帰へのきっかけをつかむ。

☆「あいりす」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
午前のみ、午後のみのお出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食は給食ですが、お弁当でもかまいません。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。
- ・中学生は制服やジャージを基本とします。

☆「あいりす」での活動内容

- ・自分に合った学習をします。
- ・陶芸やクラフトなどの創作活動をします。
- ・散歩をしたり、運動を楽しんだりします。
- ・気の合う人と話したり、ゲームをしたりして楽しめます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

「あいりす」の見学や相談・入室を希望される場合は、在籍校または教育委員会へ気軽にお問い合わせください。

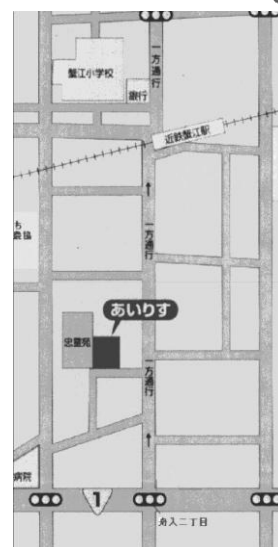
あいりす 住 所：蟹江町宝二丁目477番地

TEL：96-4415

教育委員会

TEL：95-1111（内線213）

「あいりす」はどこにあるの？



⑧教育関係相談窓口

毎日の生活の中で、お子様に悩みがあったり、心配ごとがあったりした場合には、学校もしくは蟹江町教育委員会までご相談ください。

学校や教育委員会以外でも、教育相談を受け付けている公的な専門機関がたくさんあります。下の表でその一部を紹介させていただきます。学校等には相談しづらい場合、どこに相談したらよいかわからない場合には参考にしてください。

一度電話などで問い合わせしてからご利用ください。

機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
こども家庭課 こども家庭センター（保健センター内） 住所 蟹江町西之森七丁目 65 TEL 0567-94-5666	発達が気になる子への支援 発達が気になる子への相談	月～金曜日 9時～17時 （休日、年末年始を除く）
蟹江町教育支援センター「あいりす」 住所 蟹江町宝 2-477 TEL 0567-96-4415	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 住所 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	子どもの養育に関する相談 子どもの発達に関する相談	月～金曜日（要予約） 9時00分～17時15分
教育相談室 （愛知県総合教育センター） 住所 愛知郡東郷町大字諸輪 字上鉾 68 TEL 0561-38-2217 （一般教育相談） TEL 0561-38-9517 （特別支援教育相談）	一般教育相談 （身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路等） 特別支援教育相談	月～金曜日（要予約） 9時～17時 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">愛知県総合教育センターは、令和8年4月より、岡崎市美合町へ移転します。</div>
子どもの人権110番 （名古屋法務局人権擁護部） TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 （愛知県教育スポーツ振興財団） TEL 052-261-9671	いじめ・発達・就学など教育全般の電話相談	10時～22時 （年末年始を除く）
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やASD [®] 症候群などの広汎性発達障害の子ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

学割制度

— 「学割」について —

正しくは学生割引といます。学校が発行する学生生徒旅客運賃割引証(以下、学割証)と生徒手帳を駅の窓口に提示すると学生割引乗車券が購入できます。

◆ 割引の条件や対象

- 最も一般的なのはJRです。片道 101 km 以上の場合、運賃が 2 割引されます。
- 周遊きっぷ、往復割引など、他の割引とも組み合わせ利用できます。ただし、往路と復路をそれぞれ片道で利用する場合は、学割証が 2 枚必要です。
- JR以外にも、一部の私鉄や高速バス、フェリーなどでも利用できます。

◆ 申請の手順

①「学割証交付願」を提出します

学割証を希望される場合は、担任にお知らせください。学割証交付願をお渡ししますので、必要事項を記入し、担任に提出してください。

②学生割引乗車券を購入します

学割証交付願に基づき学割証を発行しお渡ししますので、学割証と生徒手帳を駅の窓口などに提示し、学生割引乗車券(*)を購入してください。

*名称は交通機関、種別によって違う場合があります。

③旅行するときは・・・

生徒手帳の提示を求められる場合がありますので、学生割引乗車券を利用する場合には生徒手帳を携帯してください。

◆ Q & A

Q. 学校が発行する学割証の有効期間はどれくらいですか？

A. 発行日から 3 ヶ月間です。

Q. もし、学割証が不要になった場合はどうすればいいのですか？

A. 担任に返却してください。

Q. 特急券も学割の対象になりますか？

A. なりません。学割は乗車券にのみ適用されます。